

医事会計業務委託契約書（案）

愛媛県立子ども療育センター（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、甲における医事会計（以下「業務」という。）を別添業務仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 業務の委託料は、月額 円（内消費税及び地方消費税円）とする。

（委託の期間）

第3条 業務の委託期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

（業務実施計画書の提出）

第8条 乙は、契約締結後速やかに業務実施計画書を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

(業務計画の遂行)

第9条 乙は、業務実施計画書に記載した事項について、これを誠実に遂行しなければならない。

(業務計画の変更)

第10条 乙は、業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書を提出し、甲の承諾を受けるものとする。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(報告及び確認)

第12条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出し、甲の確認を受けるものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、毎月、業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により、支払請求書を受理したときは、その日から起算し30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第14条 甲は、その責めに帰すべき理由により前条第2項の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、その支払期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、その金額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約内容の変更)

第15条 次の各号の一に該当する場合は、甲乙協議のうえ、契約を変更することができる。

- (1) 業務量に著しい変更が生じた場合
- (2) 経済変動又はやむを得ない理由により、委託料が著しく不相当と認められる場合
- (3) その他甲が必要と認めた場合

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、業務の履行を怠ったとき。
- (4) この契約の締結及び業務の履行に関して不正な行為をしたとき又は甲の指示に従わなかったとき。
- (5) 業務を遂行することが困難であると認めたとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実

質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を、乙に請求することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。
- 4 第1項の規定に該当する場合のほか、甲又は乙が、この契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに相手方に対し書面をもって通知しなければならない。

（事務の引継）

第17条 この契約を解除する場合、又は委託期間の満了等により継続しない場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

（損害賠償）

第18条 乙は、その責に帰する理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙が業務の実施にあたり、故意又は過失によって甲の建物、機械、器具及び備品類等を破損若しくは亡失したときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

（秘密の保持）

第19条 乙は、業務の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 3 乙は、前2項の規定について、その業務従事者に周知し徹底させなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、この事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

（情報の持ち出し）

第22条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を作業実施場所から持ち出してはならない。

（電磁氣的記録の返還等）

第23条 乙は、業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

- 2 前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

(使用者の義務)

第24条 乙は、この契約を履行するうえで生じる乙の従事者に対する使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(経費の義務)

第25条 甲は、乙が業務遂行に必要な通信運搬費等の経費を負担するものとし、また、乙が業務を遂行するために必要と認めた施設及び備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

(施設の管理)

第26条 乙は、甲が施設管理上必要と認めて行った指示、命令等に従わなければならない。

(その他)

第27条 本契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるもののほか、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市田窪2135番地
愛媛県立子ども療育センター
所長 若本裕之

乙